

令和4年第5回教育委員会会議記録

令和4年4月26日（火）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町教育支援委員会委員の任命について
日程第 3 議案第2号 八雲町社会教育委員の委嘱について
日程第 4 議案第3号 八雲町立図書館協議会委員の任命について
日程第 5 議案第4号 八雲町学校運営協議会委員の任命について
日程第 6 議案第5号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 7 報告第1号 八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について
日程第 8 報告第2号 八雲町青少年問題協議会委員の任命について
日程第 9 報告第3号 八雲町教育委員会公印規程の一部改正について
日程第 10 報告第4号 八雲町教育委員会庁用自動車運行管理規程の一部改正について
日程第 11 報告第5号 八雲町立学校職員服務規程の一部改正について
日程第 12 報告第6号 令和3年度教職員の交通事故・違反発生状況について
日程第 13 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委員	松 永 正 実
委員	福 田 浩 子

◎欠席者

委員	羽 田 圭 吾
委員	神 原 伸 哉

◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	小 林 卓 也

学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	長谷川 聡 司
社会教育課文化財係長	大 谷 茂 之
図書館管理係長	笹 田 幸 男
体育課長	伊 藤 勝
学校給食センター一次長	鈴 木 ゆかり

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第5回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は3名です。定足数の出席を認めます。よって、令和4年第5回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、松永正実委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

教育支援委員会は、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置しております。

八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において、委員は、医師、知識経験者、町内小、中学校校長・教頭・教諭、医療施設の職員・関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命すると定められており、この度、町内小中学校の教頭・教諭の人事異動等に伴い欠員が生じたため、その補充として新たな委員を任命するものであります。

任命する委員は、議案書記載の2名であります。

任期は、令和4年4月1日から条例第4条第2項の規定により前任者の残任期間であります令和5年3月31日までとなっております。

以上、議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます

す。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 現在、教育支援委員会委員は何名いるのでしょうか。

○学校教育課長 現在20名を任命させていただいております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 議案第2号八雲町社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。議案書2ページをお開きください。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、八雲町社会教育委員条例第4条の規定により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員です。

また、八雲町公民館条例第15条第2項の規定に基づき、社会教育委員は公民館運営審議会委員も兼ねることとなっております。

社会教育委員の定数は、条例第2条の規定により20人以内と定められており、現在14名の委員を委嘱しております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに委嘱するものであり、委嘱する1名は議案書記載のとおりで、本年4月1日に遡って委嘱しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は、条例第3条の規定で補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和5年9月30日までとなります。

以上で、議案第2号八雲町社会教育委員の委嘱についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題と

いたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 議案第3号八雲町立図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。議案書3ページをお開きください。

八雲町立図書館協議会委員は、図書館法第14条第1項の規定に基づき町の条例により設置される委員であり、八雲町立図書館条例第16条の規定により学校教育及び社会教育の関係者、学識経験のある者から教育委員会が任命する委員であります。

図書館協議会委員の定数は、条例第16条第3項の規定により7人以内と定められており、現在6名の委員を任命しております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により欠員が生じたことから新たに任命するものであり、任命する1名は議案書に記載のとおりで、本年4月1日に遡って任命しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は、条例第16条第5項の規定で補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和5年9月30日までとなります。

以上で、議案第3号八雲町立図書館運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第4号八雲町学校運営協議会委員の任命について説明いたします。議案書4ページをお開きください。

学校運営協議会委員については、八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と定める者のうちから、教育委員会が任命すると定められており、この度、議案書記載のとおり落部中学校区で14人、野田生中学校区で12人、八雲中学校区で13人、熊石中学校区で15人合計54人を任命するものです。

なお、任期は、規則第6条の規定により令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第4号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○福田委員 それぞれの中学校区で校長、教頭の異動で新たに任命になった方はわかった

のですが、それぞれの地域住民等で新たに任命になった方もいるのでしょうか。

○学校教育課長 全部の校区ではございませんが、一部の校区において変更になっていません。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案5号八雲町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。議案書7ページをご覧ください。

本件は、令和3年10月1日に委嘱しましたスポーツ推進委員のうち、学校関係から委嘱していた1名について、この度の教職員人事異動により欠員が生じたため、補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有する者の中から、市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなり、現在、定員20名のところ15名を委嘱しています。

このことから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により欠員となった委員1名を委嘱するもので、委嘱する委員は議案書記載のとおりで、前任者が人事異動により欠員となったため、前任者が所属していた学校から選出され学校長の推薦を受け、この度委嘱するものです。

なお、委員の任期は、本年4月1日に遡って委嘱することとし、前任者の残任期間の令和5年9月30日までとなっております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 報告第1号

○教育長 日程第7 報告第1号「八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第1号八雲町教育推進計画策定委員の委嘱についてご説明いたしま

す。議案書 8 ページをお開き下さい。

本件は、昨年 12 月から策定を進めている第 2 期八雲町教育推進計画後期 5 か年について、4 月 1 日付の人事異動により委嘱している委員に欠員が生じたことから、八雲町教育推進計画策定委員会条例第 3 条第 2 項の規定によりその補充を行ったので、教育委員会議へ報告するものです。

新たに委嘱した委員は、議案書に記載の 2 名となっております。

なお、任期は、令和 4 年 4 月 1 日から計画を策定し教育委員会に答申したときまでとなっております。

以上、報告第 1 号八雲町教育推進計画策定委員の委嘱についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第 1 号は報告済みといたします。

◎日程第 8 報告第 2 号

○教育長 日程第 8 報告第 2 号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 報告第 2 号八雲町青少年問題協議会委員の任命についてご説明いたします。議案書 9 ページをお開きください。

八雲町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、町長の付属機関として八雲町青少年問題協議会条例により設置された機関で、同条例第 2 条第 1 号委員関係行政機関の職員から任命した者 3 名、第 2 号委員学識経験者から任命した者 8 名、あわせて 11 名の委員で構成している協議会です。

この条例第 2 条 1 号に規定する「関係行政機関の職員」について人事異動により欠員が生じたことから、後任の方を新たに議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は在職期間となります。

同じく第 2 号に規定する「学識経験者」について、教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに 1 名を議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は、条例第 3 条の規定で補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和 5 年 11 月 16 日までとなります。

以上で、報告第 2 号八雲町青少年問題協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第 2 号は報告済みといたします。

◎日程第 9 報告第 3 号

○教育長 日程第 9 報告第 3 号「八雲町教育委員会公印規程の一部改正について」を議

題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第3号八雲町教育委員会公印規程の一部改正について説明いたします。議案書10ページからになります。

本件は、デジタル時代を見据えて国が推進している押印の見直しについて、八雲町においても国の押印見直しマニュアルに基づき、各種行政手続きの押印見直しを行ったことから、3月30日開催の令和4年第4回八雲町教育委員会会議において、教育委員会が所管する各種規則の改正を行い、可決いただいたいところです。

この規則改正に伴い、教育長訓令として定めている規程についても押印廃止のため必要な様式変更を行ったことから報告するものです。

この度の規程の改正内容は、八雲町教育委員会の公印に関する規程であり、第8条第2項で、公印の陰影を印刷する際に申請者の押印を求めておりましたが、押印を廃止したことから議案書11ページのとおり様式を改正したものです。

なお、附則としてこの訓令は、令和4年4月1日から施行することとしたものです。

以上、報告第3号八雲町教育委員会公印規程の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第10 報告第4号

○教育長 日程第10 報告第4号「八雲町教育委員会庁用自動車運行管理規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第4号八雲町教育委員会庁用自動車運行管理規程の一部改正について説明いたします。議案書12ページからになります。

本件は、報告第3号と同様に教育長訓令で定める規程の改正であり、八雲町教育委員会公用車に関する事務及び手続に関して議案書13ページから17ページに記載されている様式について、押印の廃止並びに文言の整理を行い、新たに様式を定めたものです。

なお、附則としてこの訓令は、令和4年4月1日から施行することとしたものです。

以上、報告第4号八雲町教育委員会庁用自動車運行管理規程の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第11 報告第5号

○教育長 日程第11 報告第5号「八雲町立学校職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 第5号八雲町立学校職員服務規程の一部改正についてご説明いたします。

議案書 18 ページをご覧ください。

本件は、令和 4 年第 1 回八雲町教育委員会会議で可決いただいた学校長期休業期間の変更に伴い、秋季休業が廃止となったことにより八雲町立学校管理規則が変更となったことから、条項の改正を行うもの、また、北海道立学校職員服務規程が改正されたことに伴い、その改正内容に文言を合わせるための改正、併せて押印の見直しによる文言及び様式の変更を行ったことから報告するものです。

それでは改正内容についてご説明いたします。

第 4 条第 2 項の改正は、学校長期休業のうち秋季休業を廃止したことに伴い、八雲町学校管理規則第 6 条第 1 項内の号の繰り上げに対応した改正となっております。

第 6 条第 3 項及び第 6 条の 2 第 4 項、第 11 条第 1 項は、北海道立学校職員服務規程が改正されたことに伴い、それぞれ文言の整理を行ったものです。

また、議案書 19 ページから 40 ページの各種様式については、押印の廃止に伴う様式の変更となっております。

附則としてこの訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、報告第 5 号八雲町立学校職員服務規程の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくご願ひいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第 5 号は報告済みといたします。

◎日程第 12 報告第 6 号

○教育長 日程第 12 報告第 6 号「令和 3 年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第 6 号令和 3 年度教職員の交通事故・違反発生状況について説明いたします。議案書 42 ページからになります。

本件は、令和 3 年度教職員の交通事故・違反発生状況について、別紙のとおり報告するものであります。

議案書 43 ページの一覧表をご覧ください。

令和 3 年度は、記載のとおり 16 件の事故・違反が発生しております。物損事故が 10 件、交通違反が 6 件発生しており、違反の内訳は、20 キロ未満の速度超過が 2 件、懲戒処分の対象となる 31 キロ以上の速度超過が 1 件、信号無視及び通行禁止違反、座席ベルト装着義務違反がそれぞれ 1 件となっております。

令和 2 年度の事故・違反は 18 件でありましたので、件数は、前年度と比較し 2 件の減少となっております。

毎月の校長会・教頭会において交通事故・違反状況を報告し、事故・違反の撲滅に向けた取組と職員への指導の徹底を指示しておりますが、今後も教育委員会として指導を継続し、事故・違反の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第 6 号令和 3 年度教職員の交通事故・違反発生状況についての説明とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第6号は報告済みといたします。

◎日程第13 その他

○教育長 日程第13 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和4年第5回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時24分】